

① 広報のほりべつ

町の人口	
男	17,659
女	17,504
計	35,163
世帯数	
	8,712

発行 登別町役場住民係

印刷 室蘭印刷株式会社



大月二日... 観覧しましょう

9月号

納涼盆踊り

国民健康保険

総額4200万円以上の療養費

……38年度被保険者1人当たり4.935円の医療費……

もし、四、二〇〇万円かかった場合、被保険者のみなさんが負担する額は、三八、八パーセントの約一、六三〇万円、町が負担する給付費は六一、二パーセントの二、

されず、
 以上の療養費に
 なるものと推定
 されます。

今年度は、被保
 険者の増加受診
 率の上昇、それ
 に四十年一月一
 日から家族の五
 割給付を一割引
 上げ、七割給付
 にしますのと、
 四、二〇〇万円

一人当たり四、九
 三五円の医療費
 を支払ったこと
 になります。
 したがって、
 四六八一円とな
 っております。

額は一五、六四
 一、一八二円、
 それに結核予防
 法により国が負
 担した額は四一
 四六八一円とな
 っております。

国民健康保険事業の療養給付費は、昭和三八年年度、総額三四、五二七、三四九円で、そのうち保険者（町）が負担した額は一八、四七二、四八六円、被保険者のみなさんが負担した額は一五、六四一、一八二円、

五七〇万円となり、一人当りの医療費は約五、六〇二円になります。参考までに、過去二ヶ年の国保給付実績と本年度の推計を調べてみました。

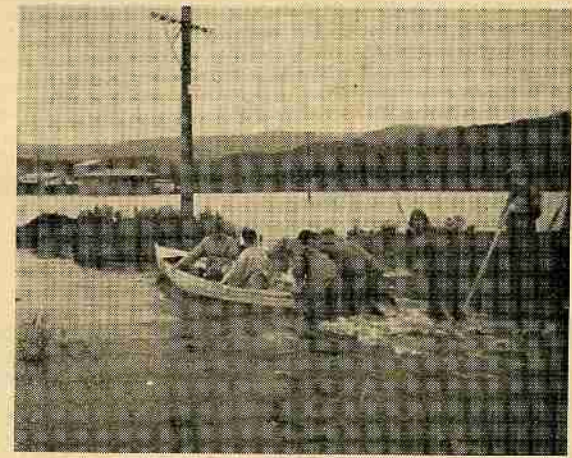
国保給付実績ならびに
昭和39年度の給付推計表

区 分	年度別			38年度に 対する増 加率
	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度 推 計	
被 保 険 者 数	6,395 人	6,996 人	7,500 人	1.2%
受 診 件 数	15,909 件	18,079 件	19,000 件	5.1
療 養 諸 費 総 額	30,345千円	34,527千円	42,020千円	21.7
1人当療養費用額	4,744 円	4,935 円	5,602 円	16.0
保 険 者 (町) 給 付 額	15,259千円	18,471千円	25,632千円	38.7
年 額	1,271 "	1,539 "	2,136 "	
月 額	105.8 "	128.2 "	178 "	
被 保 険 者 負 担 額	14,388 "	15,641 "	16,388 "	4.8
年 額	1,199 "	1,303 "	1,365 "	
月 額	99.9 "	108.6 "	113.8 "	

人事異動

△教育委員会社会教育主事
由利 実(新任)

おそろしい台風こそなえて
水防・防火の心得



六月二十一日の集中豪雨で幌別団地の全戸が床上浸水し、救助艇で避難した

九月、十月は台風のシーズンです。

過去にも、この時期に相当の被害を受けております。

特に三六年十月六日の集中豪雨もたらした悲惨な災害は、私たちの記憶のま新鮮らしいところです。

気象庁の予報では、九月に大型台風が予想されるとか。台風には豪雨がつきものですから、前回のようにな水害となり、尊い人命までも失うことのないように、特に次のことを守り、万全の備えをしておきたいものです。

台風が近づいたら

▽台風の大きさや動きを知るためにテレビ、ラジオの気象情報によく注意しましょう。

▽病人や老人、子供は、火災や万一に備えて、避難場所をお互に知っておきましょう。

▽豪雨、高潮のおそれがあるときは、地盤の低い地帯や海岸よりでは、食糧や大切なものを二階などの高い安全な場所に運んでおきましょう。

▽火気はできるだけ消し、どうしても火があるときは、すぐ消せるように消火の準備をしておきましょう。

ましよう。

▽断水や火災にそなえ、容器に水を貯めておきましょう。

▽停電にそなえて、懐中電灯やロケット灯を用意しましょう。

▽消火器や避難器具などは、すぐ使用できるように点検しておきましょう。

▽発火や引火するおそれのある石油や灯油は、最も安全な場所に移しましょう。

▽窓や出入り口の戸などが、吹き飛ばないように釘打ちや板をあて、また倒れやすい建物や弱い屋根には、支柱をしたりロープなどで完全に押えておきましょう。

▽リックサック、非常袋には、食料や貴重品、救急薬品などを入れて用意しておきましょう。

▽がけの上や下に住んでいる方は豪雨のとき、がけくずれの危険がありますから早めに安全な場所に避難するようにしましょう。

暴風になつたら

▽屋外ではトタンや板切れなどが飛び危険ですから、ヘルメットや座ぶとんなどで頭を保護しましょう。

▽服装は、活動しやすいものをつけましょう。

▽切れ落ちた電線に触れないように注意しましょう。

▽壁紙や床材が剥がれ出たら、誘導者のま

しずかに従いましょう。

火事になつたら

▽一刻も早く消防に知らせてください。消防隊がくるまで、みんなで協力して消火につとめましょう。

▽数百メートルも飛び火しますから、窓などの開口部をしめ、満水バケツなどを物ほしや屋根に運んで、ぬらしたほうきなどで飛んでくる火の粉を叩き消しましょう。

▽柱屋根や軒先が最も飛び火の危険がありますから、あらかじめ水をかけておきましょう。

▽見物(ヤジウマ)は消防車の走行や消火作業のさまたげになります。危険な上に大火をもたらす原因となりますから、やめましょう。また消火作業のさまたげとなる物は、みんなで協力して取り除きましょう。

▽もしも大火になったら、風上へ避難しましょう。しかし急に風向きかわることがありますから、現場の消防隊員や警察官のさしずや誘導に従いましょう。家具などにこだわって尊い人命を失わないように特に注意したいものです。

救急車の要請は

平日(衛生係)
夜間・休日(役場直直へ)
又は消防

住民福祉の巻

住民課社会係 その2

先月号から紹介している窓口深
内の第2回として、今回はみなさ
んの日常生活に最も身近な福祉
事務を取扱っている社会係の業務
について紹介してみましよう。



役場一階の社会係窓口では、次
のような事務を取扱っています。特
に生活(病気)にお困りの家庭
や老人、母子家庭または体の不目
由な家庭のよき相談相手となり、
これらの方々の幸せをたかめ、更
に全住民の福祉を画るため、各支
所でも生活保護の申請と扶助費の
支払、医療意見書の交付、身障者

- ◎ 旅客運賃割引証の交付、行旅税
病人などの取扱、母子手帳の交付
保育所の入所関係、公営住宅の入
居申込、国民年金などの事務を取
扱っております。
- ◎ 生活保護の申請と保護費の支給
働手がないとか、病弱で働けな
い、または家族が多くて収入が乏
しいなど、所得が全くない家庭ま
たは極端な低所得であるため生活
困窮の家庭は、申請により生活保
護法の適用を受けられます。
- ◎ 適用家庭には毎月五日(休祭日の
場合は翌日)に保護費を支給しま
す。
- ◎ 医療意見書の交付
生活保護家庭で、病人が出たと
きは申出により医療意見書を交付
します。
- ◎ 意見書を提示すると医
療費は無料となります
- ◎ 恩給、年金、給付金
軍人恩給、遺族年金
戦没軍人妻特別給付金
引揚者給付金等の手続
や受給証書を交付して
ます。受給権があると
思われる方は問合せま
しょう。
- ◎ 旅客運賃割引証の交
付
身体障害者手帳をお
持ちの方に限り、五割
引の旅客運賃割引証を
交付します。

- ◎ 福祉資金の貸付
低所得者の更正資金として次の
ように貸付します。
- ① 世帯更正資金 最高十五万円
- ② 身障者更正資金 償還六年以内
- ③ 母子福祉資金 年利 三分
- ◎ 災害罹災者の援護
災害を受けて困っている不幸な
家庭は生活援護が受けられます。
- ◎ 母子手帳の交付
この手帳は、生れる子供が入学
するまでの間、健康を保持するた
めに行なわれる各種予防接種など
を記録しておく手帳です。そして
妊産婦が医師か助産婦の証明によ
り交付を受けましょう。
- ◎ 公営住宅等の入居申込
住宅に困っている方のために、
毎年公営住宅を建設していますが
その入居申込を受付しています。
今年も九月十五日まで受付してお
りますので至急申込しましょう。
福祉住宅(母子、低家賃、引揚者
住宅)の入居も取扱っております
- ◎ 福祉年金
① 老令年金 満七十才以上の方が
年額一三、二〇〇円受給されます
② 身体障害者年金 高度の身体障
害者に限り年額二一、六〇〇円交
付されます。
- ◎ 母子年金 十八才未満の子を有
する母子家庭は年額一〇、八〇〇
円に十八才未満の子一人につき
四、八〇〇円が合せ支給されま
す。右に該当しながら、まだ受給され

ていない方は至急問合せましよう
◎ 拠出制年金(国民年金)
強制加入と任意加入とがありま
すが、公的年金(恩給、厚生年金
)に加入していない二十才以上の
方は強制的に加入しなければなら
ません。
公的年金に加入している方の配偶
者は、任意加入です。
掛金や年金の受給額は、年令など
によりこととなりますので、くわし
いことは係へ問合せましよう。

◎ 心配ごと相談
主として生活や家事の心配ごと
について毎月十日(休祭日のとき
は前日)十時から十五時まで、幌
別生活館で相談を受けています。
心配ごととは相談して前後策を講じ
てもらいましょう。

以上の外、身体障害者の手帳や補
装具の交付、保育の入所関係、生
活館の使用申込受付のほか、次
の団体の育成指導や事務局を担当
しております。

塩素ガス洩漏のお詫び

曹達観別工場長 江 口 宏

去る十二日夕刻の塩素ガス洩漏事故に關しましては、町民
の皆様は大変御迷惑と御心配をおかけ致し誠に申し訳なく、深
くお詫び申し上げます。

今後は、特別の注意を加え再び御心配をおかけすることのない
よう充分留意いたしますので、何卒御容赦賜りますようお願い
申し上げます。

納 税


今 月 の 納 税

町 道 民 税 (第2期)

国民健康保険税 (第2期)

国民年金保険料

期限9月30日



- ◎ 育成指導している団体
老人クラブ・子供会
- ◎ 事務局を担当している団体
- △ 町青少年問題協議会
- △ 日本赤十字社町分会
- △ 町社会福祉協議会
- △ 町共同募金委員会
- △ 町民生委員協議会
- △ 身障者福祉協会支部
- △ 保護司会町分區
- △ 町遺族会連合会
- △ 町老人クラブ連合会
- △ 外地引揚者団体町支部

お知らせ

受給権がなくなる福祉年金

裁定請求はおすみですか

福祉年金は、受ける権利が生じた日から五年をすぎますと、請求することができなくなります。福祉年金制度は、昭和三十四年十一月一日から始まっていますが、その前に受ける権利が生じていた人は今年の十一月一日までに、そのほかの人は受ける権利が生じた日から五年をすぎると請求できません。福祉年金には、老令、母子、準母子、障害の各年金がありますが、老令福祉年金を例にとりますと、昭和三十四年十一月一日以前に七十才に達していた人（明治三十二年十一月一日以前に生れた方）は今年十一月一日で、昭和三十四年十一月二日以降に七十才になられた方（明治三十二年十一月二日以降に生れた人）は、それぞれ五年目の誕生日の前日までに裁定請求をしなければなりません（受給権がなくなる）が成立します。

今年には福祉年金が始まって、ちょうど五年になります。年金を貰う権利がありながら請求しなかつたために、権利を失う方がないよう心あたりの方に連絡し



公営住宅の入居申込み受付中

「九月一日から九月十五日まで」

七月はじめから鷺別東団地に建築中の公営住宅は、十月中旬に完成し、入居できる予定です。

入居を希望される方は、期間内に申込みをしてください。

（受付期間）

一、九月一日から九月十五日までの十五日間、記載事項についておたずねすることがあります。

二、申し込み用紙は登別町役場住民課社会係並びに各支所に用意してあるものを使つて下さい。

（建設場所、規格、戸数）

△第二種住宅 鷺別東団地十二戸（家賃）
第二種住宅 二三〇〇円

見込み額ですから多少かわかることがあります

（入居資格）

一、昭和三十九年九月一日現在町内に住所または勤務場所があるもの。

二、現在同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同じ事情にあるもの、その他婚姻の予約者を含む）があること。

三、つぎの基準の月収があるもの
①第二種住宅は入居申し込みをした日において二万円以下であること

②月収は扶養親族一人につき二千元を除いた額で計算します

四、現在住宅に困つていることが明らかなるものであること。

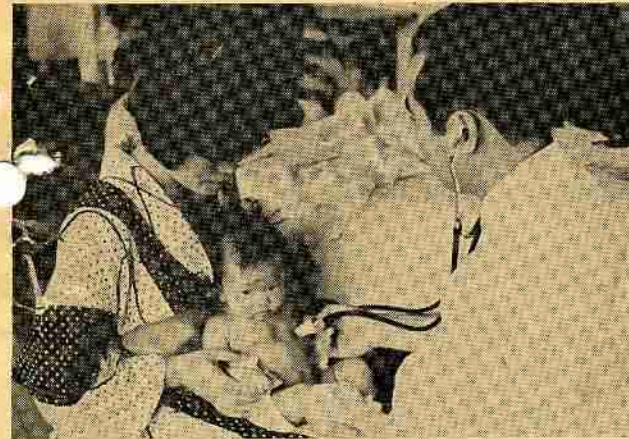
（添付書類）

給与証明書と現在の見取図、尚申込みの際は米穀配給通帳の提示を必要とします。

（その他）

入居者の抽せんは九月三十日頃町役場で行う予定です。
くわしいことは町役場住民課社会係へおたずねください。

札内地区の無料健康診断



室蘭医師会登別支部の協力を得て、札内地区の無料健康診断を次の日程で行ないます。札内地区の方は、必ず受診しましょう。

日時 九月十三日 午後二時

午後三時

場所 札内開拓婦人ホーム

診療内容 内科・外科・歯科

（軽易な投薬や医療指導または相談に応じます。）

低家賃住宅

鷺別東団地に建設される道営の特別低家賃住宅平家建八戸（三三〇三平方米）にはつぎの方が入居できます、申込要領は公営住宅の場合と同様です。

●低額所得世帯

●生活保護法による最低生活扶助基準額の二、二倍以下の世帯

●母子世帯

●母子福祉資金の貸付などに関する

法律に定める配偶者のないもので現在児童を扶養しているもの世帯

●身体障害者世帯

●身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者の世帯

●その他

引揚者集団開世帯及び結核療養所を退所した世帯

清掃車の巡回日程がきまりました

清掃車は、九月一日から毎月次の日程で各町内を巡回します。ゴミは持ちやすい容器に入れて、清掃車が収集場所まで搬出しましょう。

清掃車巡回日程表

地区別	区域(町内会)	収集日(毎週)
社宅	富士鉄社宅全地域	月曜日
来馬	緑ヶ丘、やよい、来馬第3	火曜日
川上	新登津、来福、西団地	水曜日
畷来	栄町、本町、十字街、来馬第1、曙町、新生、登喜和、新町、山手通	木曜日
登別	登別全地域	金曜日
鷺別	鷺別、上鷺別全地域	土曜日
幌別	鉄南全地域(第1~第7町内会)	
富岸	富岸全地域	

◎ 商店街については特別に巡回収集することもあります

ゴミの不法な投げすてはやめ街をきれいにしましょう

引揚者の在外私有財産補償を

申請期間九月二十日まで

引揚者団体北海道連合会では、引揚者の方の在外私有財産を国に補償してもらうべく接衝中ですが、その基礎資料となる在外私有財産補償実態調査票を、みなさんの申請に基づいてつくることになりました。

この申請は、九月二十日まで引揚者団体道連町支部事務局(住民課社会係)で受付しております。

この調査事務(申請)は、最終的なものでありますので、期間内に申請しませんが、後日国において

補償が決定したときに、補償されないことがありますから、必ず申請期間内に申請しましょう。

現在、町内には五四五名の引揚者がありますが、うち町支部に登録されている方は三六七名、未登録者は一七八名となっております。

未登録の方は、登録料五〇〇円と会費三〇〇円(三八、三九年度分)を添えて登録しましょう。

また、登録された方で三八年度と三九年度の会費を納入されていない方も至急納入し、実態調査票の

申請手続をしましょう。おわかりにならない点がありましたら、社会係に問合せましょう。

線路歩きや構内通行は危険

▽: 幌別駅よりお願い: △

最悪構内や鉄道線路を歩く人が目立っています。特に列車に乗られる方で改札口を通らず踏切りの方から入場して無断乗車したり、降りた方で出口口を通らずに線路を通り踏切へ、また柵の間からくぐりぬけたり、中には列車の直前を横断する人もあって、事故寸前の危険をおかす人が多くなってきました。

駅では、悲惨な事故が起らぬよう

たし手急 民課内支部事務局(社会係)に問合せましょう。

このような危険をおかす方には、強く注意を促がす一方、改札中以外は特に跨線橋の通行を認めております。数米の近道をするため、このようなことをして列車を急停車させたり、悲惨な事故を起した例も数多くあります。

一人一人が協力して、定められたところを通るようにしましょう。

町内会たより



会長 浜 富 造

来馬第一町内会(会長浜富造氏四九才)は、昭和二八年、来馬町内会から六五戸により分離しました。現在は八五戸を数えております。

会の事業は、全戸の約九割が商業者であるため、とくに町内の美化と商店街建設に力を入れ、隣接町

と商店街建設に力を入れ、隣接町

内会と共同して街灯(当町内水銀灯十基)の新設、或いは祭典用紅白幕(約五百米)を購入するなど町内の美化を画る一方、フードセンターや中央郵便局などの敷地幹線、または関係機関に陳情して排水溝の完備等、商店街建設に努めること及び補装された中央通り或いは近く着手する北駅前通りの整備と相俟って、幌別地区商店街の中心地として、ますます発展上昇気運にあります。

今後は、各専門部を設けて会の活動を活発にし、なお一その発展と青少年の健全育成にも力を入れようと話し合いが進められております。

入所申込受付中

登別保育所

登別保育所では、次のとおり入所児童の申込を受付中です。

入所ご希望の方は、至急申込みしましょう。

入所要件

家庭内で保育に欠ける満三才以上学令未満の健康で集団生活に耐え



完備された排水溝

名簿にもれては大へん

新しく基本選挙人名簿を調製

らい年は参議院議員選挙

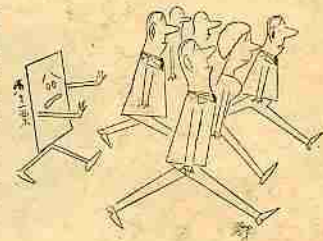
ことしも新しい基本選挙人名簿をつくるため、九月十五日現在で全町内いっせいに選挙人の資格調査を行います。

この名簿に登録されないと、ことしの十二月二十日から明年十二月十九日までの間に行われる選挙には、投票ができません。

とくに明年七月には、参議院議員選挙が行われます。一人も洩れなく登録されるよう、資格調査にご協力ください。

調査に該当する人(有権者) ①日本国民で ②昭和十九年十二月二十一日までに生まれ ③ことしの六月十五日以前から引続き登録別町内に住所のある方

しかし①から③までの各要件を備えていても、禁治産者や禁固以上の刑に処せられ、その執行が終了していない方と、選挙の犯罪で禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中である方は該当しません。不在者や間借人などを忘れずに調査は、町職員が各家庭を訪問して、資格を有する方の住所、氏名生年月日など、いろいろお尋ねしますが、とくに次のような方を云い忘れがちですから、充分注意しましょう。



二十代の人に多い集積

十日前まで行なわれます。期間内に調査員が伺わないときは選挙管理委員会または、最寄りの支所へご連絡ください。

名簿は必ず確かめて 調査によってつくられる基本選挙人名簿は、十一月五日から十九日までの二十日間、選挙管理委員会事務局と各支所で縦覧します。

名簿は必ず確かめ、もし登録されていなかったり、間違つて登録されているときは、この期間中に申し出ましょう。この期間をすぎますと、どんな理由があっても追加登録はできません。



おとしよりを幸せに 九月十五日はとしよりの日

最近厚生省が発表したところによれば、日本人の平均寿命は七十歳に達し、戦前に比較すると二十年近くも長生きすることができるようになりました。

しかし、わたくしたちの周囲をみると、おとしよりが毎日の生活を安んじて暮らしている環境にあるとは思えません。長寿としあわせは、必ずしも一致しないのが現実の姿のようです。おとしよりの問題は、老人だけでなく、すべての国民、社会全体の古くて新しい問題であることを忘れてはなりません。

老人の生活を円満におくらせるためには、家庭内の老人のさきやかな願いを拒むことなく、お互いに相手の立場を尊重し、進んで暖かく楽しい雰囲気の中に抱いていくことが大切です。

わたくしたちは、老令であるがために、その功績への感謝も忘れ、家庭と社会から締めだそうとしてはいないでしょうか。また、老人の方たちも、社会の現実をよく知っていたすに権威に甘えず、時流にもおもねることなく、社会の一員として責任と義務を自覚し、ひとびとの人間関係を築く努力を、理解し、慕われる

林業改良指導員募集中

道では、次の要領で林業改良指導員を募集中です。 ①募集資格 森林業務に三年以上経験を有する方。 ②受付 九月十四日まで、胆振支庁林務課 ③試験日と場所 九月十九日 於札幌市